

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 償却資産税

法人や個人事業者は、賦課期日(毎年1月1日)に所有している償却資産を、その年の1月31日までに、その資産が所在する市区町村に申告する必要があります。

1 償却資産の範囲

① 対象となるもの

構築物、建物附属設備（家屋と構造上一体のものを除く）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等

② 対象とならないもの

自動車税の課税対象となるもの、無形固定資産、繰延資産等

2 課税標準及び税額の算定方法

① 課税標準

賦課期日現在の評価額と定率法により算出した帳簿価額のうち、いずれか高い方の金額

② 評価額の算出方法

前年中に取得した資産 …… 評価額 = 取得価額 × 半年分の減価残存率

前年前に取得した資産 …… 評価額 = 前年度評価額 × 1年分の減価残存率

③ 税額 = 課税標準額 × 税率 (100分の1.4)

3 法人税と固定資産税(償却資産)の取扱い

| 項目 | 法人税 | 固定資産税(償却資産) |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 償却計算の基準日 | 事業年度(決算日) | 賦課期日(1月1日) |
| 減価償却方法(平成19年4月1日以降取得資産) | 建物…新定額法 その他…新定額法、250%定率法の選択 | 原則…新定率法 特例…取替法、生産高比例法 |
| 減価償却方法(平成19年3月31日以前取得資産) | 建物…旧定額法(注1) その他…旧定額法、旧定率法の選択 | 原則…旧定率法 特例…取替法、生産高比例法 |
| 前年取得資産の償却方法 | 月割償却 | 半年償却 |
| 圧縮記帳、特別償却、割増償却 | 適用あり | 適用なし |
| 増加償却、陳腐化償却 | 適用あり | 適用あり |
| 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産 | 一時損金算入が可能 | 申告対象外(注2) |
| 取得価額10万円以上20万円未満の資産 | 3年均等償却が可能 | 3年均等償却を選択した場合は申告対象外(注2) |
| 中小企業者の少額資産特例適用資産(取得価額30万円未満) | 一時損金算入が可能 (1事業年度あたり300万円を限度) | 申告対象 |

(注1)平成10年3月31日以前取得の建物は、旧定額法と旧定率法の選択が可能

(注2)通常の減価償却を実施している場合は、償却資産の申告が必要

お見逃しなく!

- 免税店…一の市区町村において有する償却資産の課税標準合計が150万円未満の場合
- 賃借により使用している事務所等について実施した内装工事や造作工事については、家屋に該当するものであっても、償却資産として取り扱われます。